

ガイドラインの運用状況について(11年11月～12年1月)

2012年2月17日
スカパーJSAT(株)

Ⅱ-1-1 (1) 役務と提供条件の関係の透明性

- ・ 「徴収した手数料等の使途概要」についての説明を、2011年11月30日の「経営者連絡会」で実施しました(「別紙1」1ページ参照)。

Ⅱ-1-1 (2) 広告宣伝・販売促進の考え方

- ・ 「普及促進業務に関わる計画の事前説明・実施結果の報告及び衛星放送事業者の意見表明のための会議」を、2011年11月30日に「経営者連絡会」として実施しました。(「別紙1」1ページ参照)
- ・ 普及促進業務に係る意見交換の場である「普及促進委員会」は、11月10日(WG)、11月25日(親会)、12月6日(WG)、1月24日(WG)、1月25日(親会)に開催されております。
- ・ 各種施策等についての詳細のご説明は、11月11日、12月16日、1月20日の「事業者連絡会」でも行っております。(「別紙1」2～4ページ参照)

Ⅱ-1-1 (3) マーケティングデータの有効活用

- ・ 特記事項はありませんが、適正に運用しております。

Ⅱ-1-1 (4) 衛星放送事業者への役務提供開始手続き

- ・ 期間内に該当する衛星放送事業者はありませんでした。

Ⅱ-1-1 (5) 役務提供停止及び契約解除に係る手続き

- ・ 期間内に1チャンネルが閉局となりましたが、送信料未払いにより役務提供停止及び契約解除に至った案件は発生しておりません。

Ⅱ-2-1 (1) 当社と資本関係にある衛星事業者・衛星放送事業者との関係における公正性

- ・ ガイドラインを逸脱した公正性に欠ける事案は見受けられないと考えます。

Ⅱ-2-1 (2) パック・セット組成への関与

- ・ 構成変更を予定しているセット・パックがありますが、適正に運用しております。

Ⅱ-2-1 (3) プラットフォーム事業者に係るソフト事業の透明性

- ・ 自らが放送、または放送事業者に供給するコンテンツの提供などについては、ガイドラインに則り、サービス全体の普及と顧客維持(解約防止)を目的として行っております。また2011

年 11 月 30 日の「経営者連絡会」においては、その関連収入と費用の概要、また選定方針に基づいた施策の実施結果につき報告いたしました。（「別紙 1」1 ページ参照）

Ⅱ－２－（４） その他衛星放送事業者の意思に反して行う行為及び手続き（に関する適正運用）

- ・ 期間内に「チャンネル名、パック・セット名、ロゴ、視聴料変更又は放送内容の大幅な変更」「番組提供の停止・番組終了」のうち、チャンネル名変更・ロゴ変更・視聴料変更・番組提供の停止が行なわれましたが（詳細については「別紙 2」参照）、ガイドラインに則り適正に運用しております。

Ⅱ－３－（１） 社内委員会の設置による適正性の確保

- ・ 本ガイドラインの運用が適正に行われているかをチェックするための「社内委員会」を、2011 年 12 月 9 日、及び 2012 年 2 月 1 日に開催いたしました（「別紙 3」参照）。

その他

- ・ 昨年 11 月 17 日にプラットフォームガイドライン委員会が受領した申立に関しては、委員会より、「ご当事者間での話し合いで解決の方策をご検討いただくことが最初の段階として望ましい」との回答を頂きました。2 月 28 日（火）の 15 時 30 分より話し合いを行なう予定です。

以上